

監査結果の取扱基準

区分	判断基準	処理
指摘	1 法令、条例等に違反があると認められるもの 2 公金の収入、支出に適正を欠くと認められるもの 3 契約事務に適正を欠くと認められるもの 4 財産管理に適正を欠くと認められるもの 5 不正又は損害につながる恐れがあると認められるもの 6 前回注意した事項について、改善の努力を怠っていると認められるもの 7 その他監査委員が必要と認めたもの	指摘事項がある場合、「指摘事項が検出された。」として、監査結果に関する報告書に詳細に記載し、公表及び市長等への報告を行う。 原則 2 か月以内の措置状況の報告を求め、措置を講じた旨の報告を受けた場合には公表する（地方自治法第 199 条第 14 項）。
注意	1 指摘事項とするには至らないもので、改善を要するもの 2 軽微な誤りで速やかに是正が可能なもの	注意事項がある場合、「一部に注意事項が認められた。」として、監査結果に関する報告書に簡潔に記載し、公表及び市長等への報告を行う。
口頭指導	注意事項とするには至らないもので、口頭での指導を要するもの	口頭指導のみの場合、「おおむね適正と認められた。」として、監査結果に関する報告書に記載し、公表及び市長等への報告を行う。

備考 この区分のほか、地方自治法に基づき、勧告、意見を提出する場合には慎重に検討すること。